

「児童の権利に関する条約」学習用パンフレット（小学校1年生～小学校3年生）

こ 子どものけんりじょうやく



ねん	くみ	なまえ
----	----	-----

「じどう（子ども）のけんりじょうやく」は、あなたたちがしあわせにくらせるように、せかいのみんなできめたきまりです。

おとこの子も、おんなの子も、
どこの^{くに}国の子どもも、
みんなおなじ子どもです。



せかいじゅうのおとなの人は、
あなたがしあわせにそだつように
がんばります。

じぶん
自分のいけんを

じゅうにいうことができます。



〈おうちの方へ〉

子どもだからというだけで、子どもの言いたいことを妨げるのではなく、じっくり聞いてあげてください。

じぶん^きの気持ちを、

じゆうにあらわせます。



〈おうちの方へ〉

子どもも自分の思いを、言葉や文章、絵や歌などで、自由に表現する権利があります。そのために必要な情報を自由に知ることもできます。

しかし、まわりの人を傷つけることや、迷惑になることはしないよう教えてください。

あなたのたいせつなひみつは、
まもられます。



〈おうちの方へ〉

子どもにも人に知られたい
ないことがあります。

また、人間としての誇りや
信用を傷つけられることが
あってはなりません。

しょうがいのある人も、ない人も、
みんなおなじにたいせつにされます。

〈おうちの方へ〉

障害のある人も、ない人も、みんなの中で、一人の人間として大切に
されなければなりません。

みんな同じように、^{おな}学校でべんきょうすることが
できます。

また、^{ほん}本をよんだり、^みテレビを見たり、
^{とも}友だちとあそんだり、いろいろなぎょうじにも
さんかできます。



〈おうちの方へ〉

子どもは、ゆっくり休む時間や自由に遊ぶ時間をもつことが大切です。

子どもは遊びを通して大きく成長します。

ある程度はゆきあがりお手はじにも同じい
まもられます。

、おきつな
、おきつな、おきつな本、おき
おきつなおきつな、おきつな、おきつな



編集 筑波大学教授 下村 哲夫
執筆(文) 筑波大学教授 下村 哲夫
(絵) 津市立一身田中学校教諭 山本 佳弘
発行 三重県教育委員会
三重県津市広明町13番地
電話 059-224-2963
発行日 平成8年3月